

事業承継時に経営者保証でお困りのみなさまへ

秋田県事業承継資金融資特別保証制度

バトンタッチ

保証限度額
最大

2億円

事業承継したいが、
次期社長を自分の作った
借入金の保証人にするのは
申し訳ない…

現経営者



社長になるのは良いが、
借入金の保証人になるのは
ちょっといやだな…

後継者



県内の中小企業の皆様の円滑な事業承継を支援するため、
一定の要件を満たす企業について、事業承継時の経営者保証を不要とする制度です。

詳しくは裏面をご覧ください。

経営者保証 **不要**

保証料全額 **負担なし**

経営者保証ありの
既存借入金 についても **借り換え可能**



秋田県信用保証協会

<https://www.cgc-akita.or.jp>



(令和8年5月～)

制度概要

対 象 者	事業承継前	事業承継後
	保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人	令和2年1月1日～令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していない方
	次の①～④までに定めるすべての要件を満たすこと ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと	
貸 付 限 度 額	2 億円	
貸 付 期 間	10 年以内(据置期間1 年以内)	
資 金 使 途	経営者保証を提供している既往借入金の返済資金の他、事業に必要な運転・設備資金	事業承継前における経営者保証を提供している既往借入金の返済資金
連帯保証人／担保	徴求しない／必要に応じて徴求	
貸 付 金 利	1.95%(専門家による確認※を受けた場合は1.75%)	
信 用 保 証 料	0%(全額県が補給)	
受 付 場 所	与信取引のある金融機関	
必 要 書 類	当協会の申込書類のほか、次の書類を添付してお申込みください。 (1)事業承継計画書 (2)財務要件等確認書 (3)借換債務等確認書(申込金融機関からの借入金を借り換える場合) (4)他行借換依頼書兼確認書(申込金融機関以外からの借入金を借り換える場合) (5)ガバナンス体制の整備に関するチェックシート (専門家による確認※を受け、金利引き下げの適用を受ける場合)	

※専門家による確認：「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」に基づき、中小企業活性化協議会による経営状況・ガバナンス体制の確認及び事業承継・引継ぎ支援センターによる事業承継計画の確認を受けることを指します。

■秋田県中小企業活性化協議会

〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号

(秋田県商工会館6F)

TEL:018-896-6150

FAX:018-863-3753

■秋田県事業承継・引継ぎ支援センター

〒010-0951 秋田市山王二丁目1-40

田口ビル5F

TEL:018-883-3551

FAX:018-864-6660

まずはお近くの保証協会へお問い合わせください！

☐ 経営支援部	TEL 018(863)9015	FAX 018(863)9188	〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号(秋田県商工会館3階)
☐ 秋田東営業室	TEL 018(863)9016	FAX 018(863)9010	〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号(秋田県商工会館2階)
☐ 秋田西営業室	TEL 018(863)9018	FAX 018(863)9010	〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号(秋田県商工会館2階)
☐ 大館支所	TEL 0186(49)2281	FAX 0186(49)2280	〒017-0897 大館市字三の丸90番地
☐ 能代支所	TEL 0185(54)2377	FAX 0185(55)2264	〒016-0817 能代市上町6番28号
☐ 本荘支所	TEL 0184(22)5330	FAX 0184(22)5332	〒015-0821 由利本荘市肴町66番地4
☐ 大曲支所	TEL 0187(63)1811	FAX 0187(63)1812	〒014-0051 大仙市大曲浜町2番2号
☐ 横手・湯沢支所	TEL 0182(32)2361	FAX 0182(32)2363	〒013-0022 横手市四日町2番8号